

事業者の合併等の際の省エネ法の扱い について

令和2年4月

資源エネルギー庁省エネルギー課

事業者の合併等の際の省エネ法の扱い

- 事業の他企業への移管、企業合併、分割、統合などが行われた後、事業者において明らかに年間1500kl以上のエネルギーを使用する事業活動が行われることが見込まれる場合は、事業移管等と同時に、エネルギー使用状況届出書の提出へのご協力をお願いいたします。

この措置の対象となる場合：

事業の他企業への移管、企業合併、分割、統合などであって、当該事業の生産場所や生産活動等に継続性があり、事業移管等の前後で当該事業のエネルギー使用量やエネルギー使用状況に変化がないことが見込まれる場合（例：HD化に伴い一部事業をそのまま子会社化する場合など）

企業分割を行った際の例



企業分割（分社化）



Y工場で行っている事業を分社化
(Y工場での生産活動は変わらず、分社化の前後でエネルギー使用状況に変化がない)



分社化後の新会社も特定事業者の要件を満たすことが明らかである場合は、
B事業者は、分社化と同時にエネルギー使用状況届出書を提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

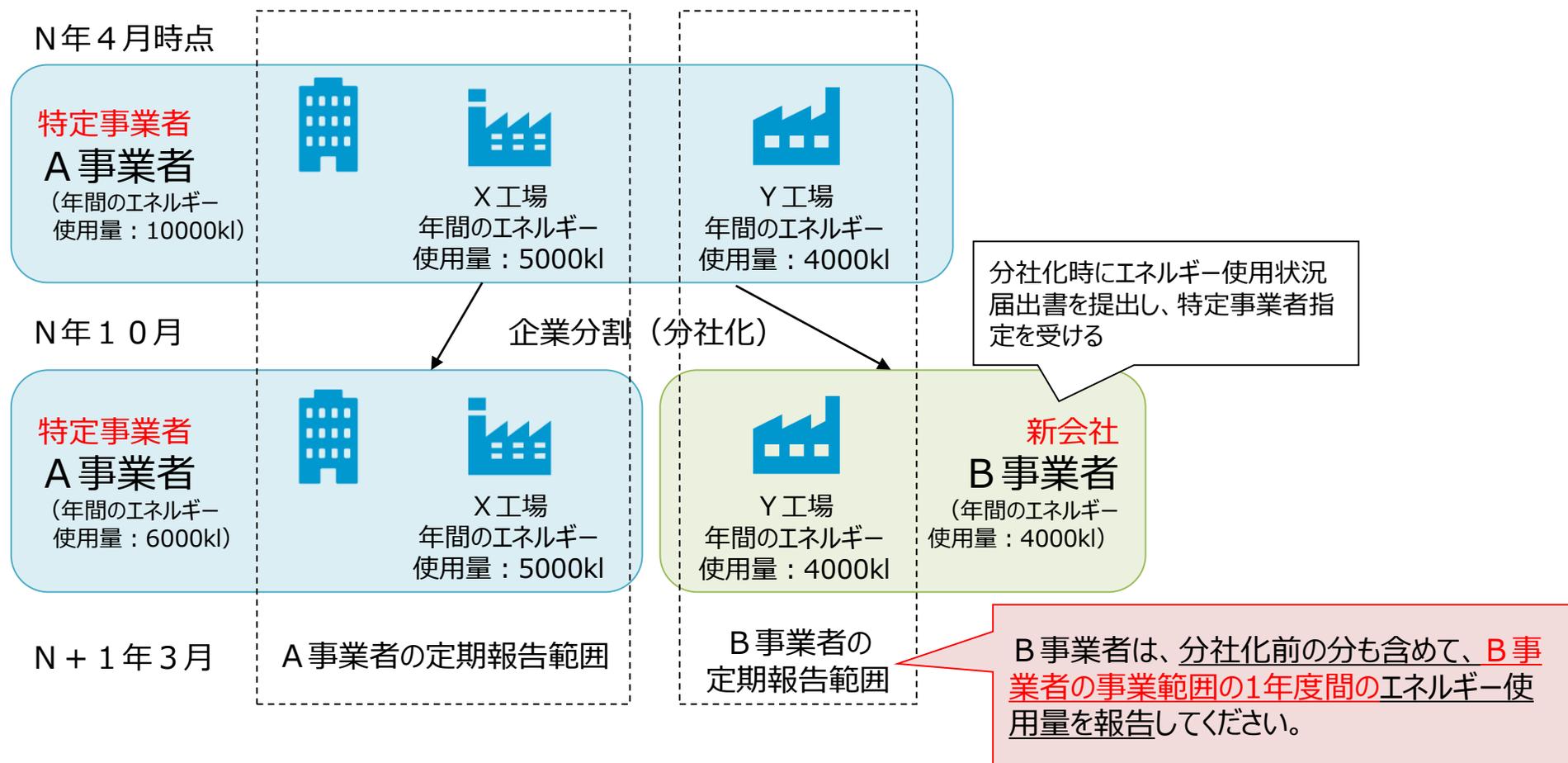
※このような事例にあてはまらない場合は、新会社となって以降1年度間のエネルギーの使用量を計測し、翌年5月までにエネルギー使用状況届出書を提出してください。

事業者の合併等の際の定期報告の範囲

- 移管等の形態によらず、移管等が行われた後の事業者が、移管等前の分も含めてエネルギー使用量を計算し、報告することとしてください。

企業分割を行った際の例

※定期報告を行う範囲は、4月1日時点の事業者の事業範囲で判断してください。



※移管等前の分のエネルギー使用量が困難な場合はこの限りではありません。

事業者の合併等の際の定期報告の範囲

- 合併等のパターンに応じた対応例は以下の通りです。

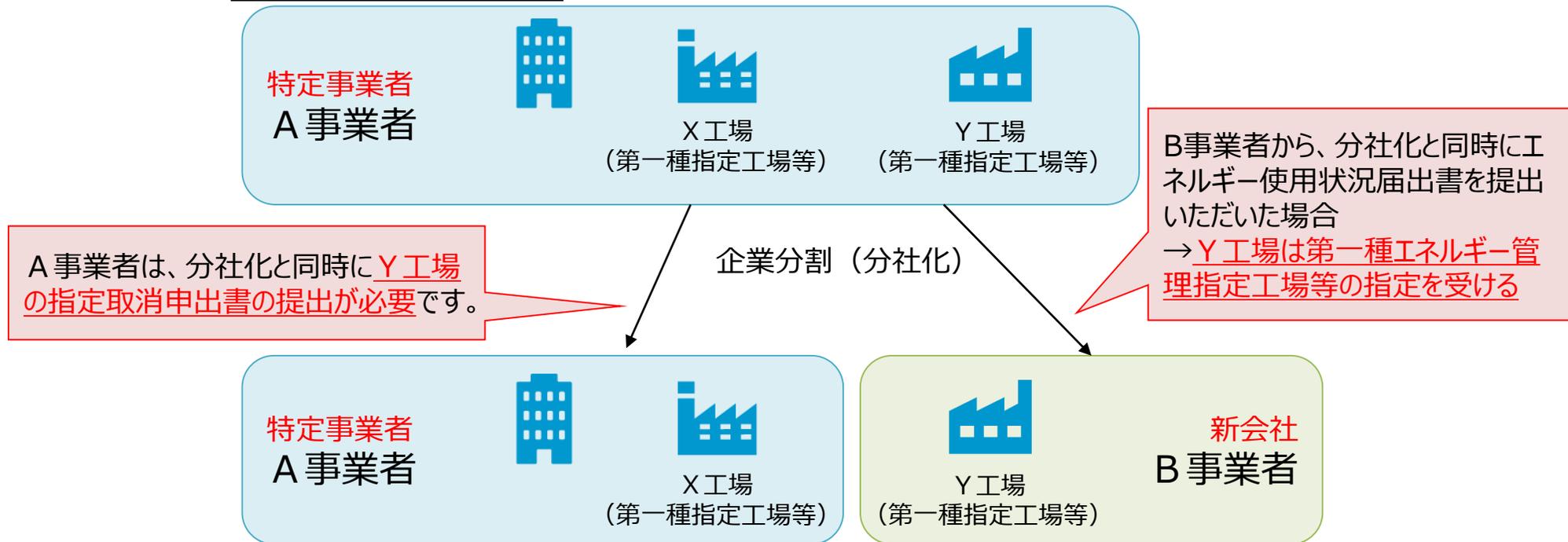
合併等の例	① (一部分割)	② (HD化)	③ (吸収合併)	④ (合併新会社)	⑤ (事業譲渡)																								
概要																													
特定事業者 指定	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>指定継続</td> <td>新規指定</td> </tr> </table>	A	B	指定継続	新規指定	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>指定取消</td> <td>新規指定</td> <td>新規指定</td> </tr> </table>	A	B	C	指定取消	新規指定	新規指定	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>指定継続</td> <td>指定取消</td> </tr> </table>	A	B	指定継続	指定取消	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>指定取消</td> <td>指定取消</td> <td>新規指定</td> </tr> </table>	A	B	C	指定取消	指定取消	新規指定	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>指定継続</td> <td>指定継続</td> </tr> </table>	A	B	指定継続	指定継続
A	B																												
指定継続	新規指定																												
A	B	C																											
指定取消	新規指定	新規指定																											
A	B																												
指定継続	指定取消																												
A	B	C																											
指定取消	指定取消	新規指定																											
A	B																												
指定継続	指定継続																												
斜線部分の 報告事業者	Bが報告	B、Cそれぞれ報告	Aが報告	Cがまとめて報告	Bが報告																								

※いずれの事業者（例②の分割後のA社以外）も、年間1500klを超えたエネルギーを使用している場合

エネルギー管理指定工場等の扱い

- エネルギー管理指定工場等の指定に関しても、同様の考え方で行います。
- 新たに指定工場等の指定となる場合は、提出いただいたエネルギー使用状況届出書（新たに特定事業者の指定がない場合は定期報告書）をもって指定を行います。
- 工場等の指定取消しが必要となる場合は、別途、エネルギー管理指定工場等の指定取消申出書を提出してください。

企業分割を行った際の例



※新たにエネルギー管理指定工場等に指定された場合は、エネルギー管理者（員）の選任届の提出も必要です。

荷主、地球温暖化対策推進法の扱い

- 荷主に関しても、同様の考え方でご協力をお願いいたします。
- 事業移管等により、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送形態等に継続性があり、かつ年間3000万トンキロ以上の貨物を輸送させる場合は、事業移管等の際に貨物の輸送量届出書を提出してください。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく温室効果ガス排出量（エネルギー起源CO₂以外も含む）の報告についても、同様の考え方で算定、報告してください。